

大阪労働局からのお知らせ

事業主の皆様へ、労働保険料第2期分の納付期限は

10月31日(月)です。

忘れずに納付してください。

《お問合せ・ご相談》

労働保険徴収課 06-4790-6330(代)

または、最寄りの労働基準監督署まで

〔事務組合へ事務委託しておられる事業主の方の
納付期限は、上記とは異なります。〕

大阪労働局ホームページ <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>